

福岡県公報

令和4年9月9日
第 331 号

目次

告示 (第825号 - 第827号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○令和4年度福岡県技能検定の実施職種の変更	(職業能力開発課)	4
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	5
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	5
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○福岡県農業振興地域整備基本方針の変更	(水田農業振興課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	25
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	25

監査委員

○令和3年度財政的援助団体等監査の結果に基づく措置通知の公表文 について	(監査委員事務局総務課)	25
---	--------------	----

公安委員会

○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	27
-------------	---------------	----

再 掲

○令和4年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施	(人事委員会事務局任用課)	28
--------------------------	---------------	----

告 示

福岡県告示第825号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糸島市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第827号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糸島市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川店
(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー宝町店
(2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
メガセンタートライアル上三緒店 飯塚市大字上三緒字神田1-7外	スーパーセンタートライアル上三緒店 飯塚市大字上三緒字神田1-7外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル上三緒店

(2) 所在地 飯塚市大字上三緒字神田1-7外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 (平方メートル)	変更後 (平方メートル)
9,918	4,617

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
第1駐車場 (飯塚市大字上三緒字神田1番78他3筆)	383	第1駐車場 (飯塚市大字上三緒字神田1番78他3筆)	133
第2駐車場 (飯塚市大字上三緒字神田1番66他1筆)	119	第2駐車場 (飯塚市大字上三緒字神田1番66他1筆)	119
合計	502	合計	252

公告

嘉穂郡桂川町吉隈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
原中 敬信	嘉穂郡桂川町大字吉隈356番地

原中 賢	嘉穂郡桂川町大字吉隈297番地
原中 恒美	嘉穂郡桂川町大字吉隈384番地 1
原中 輝司	嘉穂郡桂川町大字吉隈370番地
原中 修一郎	嘉穂郡桂川町大字吉隈366番地 1

2 退任監事

氏名	住所
原中 直人	嘉穂郡桂川町大字吉隈323番地 3
田中 徹	嘉穂郡桂川町大字吉隈323番地

3 就任理事

氏名	住所
原中 敬信	嘉穂郡桂川町大字吉隈356番地
原中 賢	嘉穂郡桂川町大字吉隈297番地
原中 輝司	嘉穂郡桂川町大字吉隈370番地
原中 直人	嘉穂郡桂川町大字吉隈323番地 3

4 就任監事

氏名	住所
原中 章	春日市紅葉ヶ丘東八丁目156番地 2
田中 徹	嘉穂郡桂川町大字吉隈323番地

公告

令和4年3月1日付けで告知した令和4年度技能検定(随時実施)の随時2級の実施職種(作業)を令和4年9月9日付けで次のとおり変更する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

実施職種(作業)

随時2級

変更前	<p>さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）</p>
変更後	<p>さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）</p>

技能検定についての問い合わせは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号 813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話 092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号 812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和4年8月10日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
T I S株式会社 九州支社
 - 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
33,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

(1) 化学名 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

通称 CUMYL-CBMINACA

(2) 化学名 [(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン及びその塩類

通称 LSZ, LA-SS-Az

(3) 化学名 1-(4-フルオロ-3-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称 4-fluoro-3-methyl-a-PVP, MFPVP

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第34号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和4年9月9日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業3・4・1-52号粕屋久山線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎一丁目18番1号

4 事業地の所在

(1) 取用の部分

平成25年九州地方整備局告示第175号及び令和2年九州地方整備局告示第56号の事業地に馬渡を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、株式会社ラ・アトレから次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(2, 3, 4級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市新原	令和4年8月8日から 令和6年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字筑紫の一部	令和4年8月29日から 令和5年3月17日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うきは市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影、数値図化、写真地図）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市全域	令和4年6月6日から 令和5年3月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福智町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条に

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福智町、川崎町、香春町、添田町、大任町、赤村	令和4年8月29日から 令和5年3月24日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	令和4年3月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市有安	令和4年8月3日から 令和4年10月11日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
朝倉市、八女市	令和4年8月19日から 令和5年3月24日まで

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、福岡県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方

(1) 優良農用地の確保・保全の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給や将来に向けて持続的かつ効率的な農業生産活動を行うために良好な状態で確保・保全していくことが必要である。また、農地は、農業生産活動が行われることにより県土の保全や水資源のかん養、生態系の保全、良好な景観の形成など多くの役割を果たしている。

本県では、変化に富む豊かな自然条件や大量消費地を県内に有するという有利な市場条件を背景として、米・麦・大豆、野菜、果樹、花きなど地域の特性を活かした多種多様な農業生産が行われている。

一方、本県は、北九州市及び福岡市の政令指定都市を核として九州あるいは西日本における経済・文化の拠点として発展を続けており、広域幹線道路や鉄道等交通体系の整備に伴い、全県域的に農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。また、農業従事者の高齢化や農業の担い手（以下、単に「担い手」という。）不足による荒廃農地の発生等に伴う耕地面積の減少も進んでいる。

このような中、本県の耕地面積は、平成26年の84,900haから令和元年には80,300haと減少しており、この傾向が今後も続くものと懸念される。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図っていくためには、農地として利用すべき土地の確保、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の集積・集約化など農地の効率的な利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

特に、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域に設定しその確保に努めるとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図る必要がある。

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

国は、「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年12月8日変更。以下、「基本指針」という。）において、令和元年を「目標設定の基準年」、令和12年を「目標年」として、目標年における確保すべき農用地等の面積について、397万haとする目標を掲げたところである。

この基本指針において示された面積目標の設定基準に基づき、本県における確保すべき農用地等の面積の目標を算定するものである。なお、基本指針及び基本方針における「確保すべき農用地等の面積」とは、農用地区域内の農地面積から荒廃農地の面積を除いたものをいう。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

本県の令和元年における農用地区域内農地面積は、69,800haである。
ウ 面積目標の算定

(ア) 令和12年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ▲2,000ha (①-②)

① 令和元年（基準年）の農用地区域内の農地面積 69,800ha

② これまでのすう勢（※）が今後も継続した場合における令和12年時点の農用地区域内の農地面積 67.8千ha

（※）平成27年から令和元年までのすう勢

- ・農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外
- ・今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地

（イ）農用地区域への編入促進 0.3千ha

農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

（ウ）荒廃農地の発生防止 0.2千ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年までの荒廃農地の発生を防止

- ・農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化の加速化
- ・農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- ・その他の農業振興施策

（エ）荒廃農地の解消 1.2千ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消

（オ）その他県において独自に考慮すべき事由 ▲1.0千ha

① 県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の防止等

② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外

③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づき開発予定による農用地区域からの除外等

エ 面積目標の設定

令和12年において確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は、上記イの面積に（ア）～（オ）の面積を加味して、68.5千haとする。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、現況農用地を中心として次のとおり推進する。

（1）農業振興地域制度等の適切な運用

農用地等については、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により非農業的土地利用との調整を図りながらその確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の活用により、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、優良な農用地の確保に努める。

特に、法第10条第3項各号の農用地区域の設定基準を満たす集団的農地や農業生産基盤整備事

業の対象農地等については、地域の特徴を活かした農業が展開されるよう積極的な農用地区域への編入や除外抑制等の取組を通じて確保を図る。

(2) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、実質化された人・農地プランの取組を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化の加速化等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努める。

(3) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化を推進するとともに、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業水利施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

農業生産基盤の整備にあたっては、現状が農用地区域以外の土地についても一体的に整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

(4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件をすべて満たすなどにより、制度の適切かつ厳格な運用を図るとともに、都市計画等其他の土地利用との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。特に、農業生産基盤整備事業が実施された農地は、その投資効果の確保の観点から将来にわたって優良農地として確保すべきものであることに十分留意する。

また、地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第16条に規定する農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保についての地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

なお、農業振興地域整備計画については計画的な実施を図る必要があることから、その変更は、原則として、法第12条の2の規定に基づきおおむね5年ごとに実施される基礎調査の結果等に基つき行うものとする。

(5) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(6) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(7) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第

1 3 条の 2 に規定する交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(8) 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策は、市町村、農業委員会、農業関係団体等と連携を図るとともに、県の関係部局間の連絡調整体制を確立し、制度の円滑かつ適正な運用によって推進していくものとする。

このため、農業振興地域整備基本方針の策定・変更に当たっては、県農業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は九州の北東部に位置し、三方を玄界灘、響灘、周防灘、有明海に囲まれ、また、筑紫山地、脊振山地、耳納山地等の山地があり、さらに筑後川、矢部川、遠賀川、山国川等の河川が流れ、その間に広がる肥沃な平地等において多種多様な農業が展開されている。

今後は、非農業的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、ほ場整備や農業水利施設の整備、大区画化等の農業生産基盤整備の推進により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

なお、本県における農業地帯の区分に当たっては、市町村の区域を基本とし、地形、気候の類似性や土地利用の方向・各種開発の関連性等を総合的に勘案して、次の6つの農業地帯に分類する。

各農業地帯の地理的状況及び営農状況は下表のとおり。

地帯名	市町村名	地理的状況及び営農状況
福岡農業地帯	福岡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	福岡平野、糸島平野並びに宗像平野からなり、南は脊振山地、東は三郡山系、北は博多湾、玄界灘に囲まれた平坦地で、急速な都市化の影響を受けながらも、温暖な気象条件や大消費地に近接する立地条件等を活かして、米・麦・大豆、いちごやトマト、プロッコリーなどの野菜、花き、畜産等の都市近郊農業が行われている。
筑後北部農業地帯	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	中央を流れる筑後川の中流域に広がる両筑平野を中心に、早くからほ場整備など農業生産基盤の整備が行われ、肥沃な土壌、温暖な気候条件を活かし、米・麦・大豆、レタスやほうれんそう、ねぎなどの野菜、かき、いちじくなどの果樹、花き・花木等の園芸農業が盛んで、県内でも有数の産地を形成している。

北九州農業地帯	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	<p>県の最北部に位置し、地帯の南部に福智山、平尾台を擁し、南北に遠賀川、紫川等が貫流し、地形は山間地、丘陵地、平坦地と変化に富んでおり、大量消費地に近接する立地条件を活かして、米・麦・大豆、キャベツやブロッコリー、スイカなどの野菜、びわなどの様々な農産物が生産されている。</p>
筑豊農業地帯	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	<p>県の中央部に位置し、福岡、北九州両都市圏に隣接するとともに、英彦山、福智山等に囲まれた盆地で、地形は平坦地から中山間地まで広範囲にわたっている。</p> <p>また、従来から実需者から良質米地帯としての評価が高く、米を主体に、いちご、ブロッコリー、こまつななどの野菜、ぶどう、なし、かき、いちじくなどの果樹、さく、トルコギキョウなどの様々な農産物、肉用牛、豚、採卵鶏といった畜産物が生産されている。</p>
筑後南部農業地帯	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	<p>熊本・大分両県に接する山間部から有明海の干拓地に至る広い地域にわたって、米・麦・大豆を始め、いちご、なす、アスパラガスなどの野菜、みかん、キウイフルーツなどの果樹、さく、茶、い草等の農産物が生産され、県内有数の産地を形成している。</p> <p>また、筑後川及び矢部川流域において国営事業も含め様々な農業生産基盤の整備が行われており、ほ場整備率は県平均を上回っている。</p>
京築農業地帯	行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	<p>県の最東部に位置し、南西部にある英彦山山系から周防灘に向けて扇状に開けた地形にあり、米・麦・大豆、玉レタス、いちご、ブロッコリー、スイートコーン、ねぎなどの野菜、いちじく、ゆずなどの果樹、ホオズキ、ケイトウなどの花き、茶、生乳など様々な農畜産物が生産され、隣接する北九州への食料供給基地の役割を担っている。</p>

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

【指定予定地域】

農地帯	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
福 岡 農 業 地 帯	福岡地域 (福岡市)	福岡市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,576ha (農用地面積 1,546ha)
	筑紫野地域 (筑紫野市)	筑紫野市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,440ha (農用地面積 762ha)
	宗像地域 (宗像市)	宗像市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,996ha (農用地面積 2,806 ha)
	古賀地域 (古賀市)	古賀市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,351ha (農用地面積 595ha)
	福津地域 (福津市)	福津市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,713 ha (農用地面積 1,420ha)
	糸島地域 (糸島市)	糸島市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 13,807 ha (農用地面積 5,041ha)
	那珂川地域 (那珂川市)	那珂川市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 609ha (農用地面積 311ha)
	篠栗地域 (篠栗町)	篠栗町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,228 ha (農用地面積 218ha)
	須恵地域 (須恵町)	須恵町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 496ha (農用地面積 148ha)
	新宮地域 (新宮町)	新宮町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 565ha (農用地面積 148ha)
福 岡 農 業 地 帯	久山地域 (久山町)	久山町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 552ha (農用地面積 302ha)
	粕屋地域 (粕屋町)	粕屋町のうち、都市計画法の市街化区域及び流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区等を除く区域	総面積 688ha (農用地面積 210ha)
	福岡農業地帯計 (1-2地区)		総面積 41,021ha (農用地面積 13,506ha)
筑 後 北	久留米地域 (久留米市)	久留米市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 17,028ha (農用地面積 8,589ha)
	小郡地域 (小郡市)	小郡市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 3,651 ha (農用地面積 1,907ha)
	うきは地域 (うきは市)	うきは市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,371 ha (農用地面積 3,248ha)

部 農 業 地 帯	朝倉地域 (朝倉市)	朝倉市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 15,668 ha (農用地面積 5,528ha)
	筑前地域 (筑前町)	筑前町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,464 ha (農用地面積 2,543ha)
	東峰地域 (東峰村)	東峰村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,013 ha (農用地面積 276ha)
	大刀洗地域 (大刀洗町)	大刀洗町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 1,999 ha (農用地面積 1,293ha)
筑後北部農業地帯計 (7地域)			総面積 52,194 ha (農用地面積 23,383ha)
北 九 州 農 業 地 帯	北九州地域 (北九州市)	北九州市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,962 ha (農用地面積 2,555ha)
	中間地域 (中間市)	中間市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 408 ha (農用地面積 252ha)
	水巻・芦屋地域 (水巻町・芦屋町)	水巻町のうち、都市計画法の用途地域等を除く区域。芦屋町のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 286 ha (農用地面積 140ha)
	岡垣地域 (岡垣町)	岡垣町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,099 ha (農用地面積 689ha)
北九州農業地帯計 (5地域)	遠賀地域 (遠賀町)	遠賀町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,019 ha (農用地面積 522ha)
			総面積 9,774 ha (農用地面積 4,158ha)
	直方地域 (直方市)	直方市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,550 ha (農用地面積 749ha)
	飯塚地域 (飯塚市)	飯塚市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,284ha (農用地面積 2,689ha)
	田川地域 (田川市)	田川市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,377 ha (農用地面積 763ha)
筑 豊	宮若地域 (宮若市)	宮若市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,969 ha (農用地面積 2,031ha)
	嘉麻地域 (嘉麻市)	嘉麻市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,697 ha (農用地面積 1,981ha)
	小竹地域 (小竹町)	小竹町のうち、工業団地等を除く区域	総面積 811 ha (農用地面積 165ha)
農	鞍手地域 (鞍手町)	鞍手町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,563 ha (農用地面積 915ha)

業地帯	桂川地域 (桂川町)	桂川町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 522ha)	1,504 ha	
	香春地域 (香春町)	香春町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 667ha)	1,848 ha	
	添田地域 (添田町)	添田町のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 716ha)	4,129 ha	
	糸田地域 (糸田町)	糸田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 172ha)	394 ha	
	川崎地域 (川崎町)	川崎町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 435ha)	1,438 ha	
	大任地域 (大任町)	大任町のうち、ゴルフ場を除く区域	総面積 (農用地面積 341ha)	1,293 ha	
	赤地域 (赤村)	赤村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 450ha)	1,825 ha	
	福智地域 (福智町)	福智町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 886ha)	2,663 ha	
	筑豊農業地帯計 (15地域)			総面積 (農用地面積 13,480ha)	44,345 ha
	筑後南部農業地帯	大牟田地域 (大牟田市)	大牟田市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 1,179ha)	3,724 ha
柳川地域 (柳川市)		柳川市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 (農用地面積 3,957ha)	6,931 ha	
八女地域 (八女市)		八女市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 10,096ha)	32,112 ha	
筑後地域 (筑後市)		筑後市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 (農用地面積 1,992ha)	3,452 ha	
大川地域 (大川市)		大川市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区を除く区域	総面積 (農用地面積 1,150ha)	2,632 ha	
みやま地域 (みやま市)		みやま市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 4,504ha)	9,367 ha	
大木地域 (大木町)		大木町全域	総面積 (農用地面積 1,058ha)	1,843 ha	
広川地域 (広川町)		広川町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 1,130ha)	3,050 ha	
筑後南部農業地帯計 (8地域)			総面積 (農用地面積 25,066ha)	63,111 ha	
行橋地域 (行橋市)		行橋市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 2,099ha)	4,634 ha	

京 築 農 業 地 帯	豊前地域 (豊前市)	豊前市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 1,859ha)	5,093 ha
	苅田地域 (苅田町)	苅田町のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 564ha)	832 ha
	みやこ地域 (みやこ町)	みやこ町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 3,233ha)	6,863 ha
	吉富地域 (吉富町)	吉富町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 (農用地面積 223ha)	374 ha
	上毛地域 (上毛町)	上毛町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 1,309ha)	4,152 ha
	築上地域 (築上町)	築上町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 2,359ha)	6,295 ha
	京築農業地帯計 (7地域)		総面積 (農用地面積 11,646ha)	28,243 ha
	県計 (54地域)		総面積 (農用地面積 91,238ha)	238,688 ha

(注) 「総面積」は、農業振興地域全体の面積をいい、「農用地面積」は、農業振興地域内の農用地区域外(農振白地)を含めた農用地(農地及び採草放牧地)の合計面積である。(令和2年11月時点 県調べ)

第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県においては、農業・農村の持続的発展に向け、法人化された集落営農組織や個別大規模農家といった持続性のある担い手の育成、生産条件が不利な中山間地域の活性化、農業水利施設の機能保全及び有効利用などの地域農業の近代化を推進する必要がある。

これらの実現に向けて、大規模経営が可能となるほ場の大区画化、高収益型農業を展開するための水田の汎用化、農業水利施設の長寿命化や省力化などの農業生産基盤整備について、環境との調和に配慮しつつ、地域の実態に応じてその推進を図る。

（2）地目別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県のほ場整備率は、要整備面積 51,663ha のうち約 85.5%の 44,167ha の整備が完了している。今後は、未整備田のほ場整備を推進するとともに、農業地帯別の整備状況や担い手の確保状況等を踏まえ、農業生産基盤整備の推進を図る。

また、中山間地域においては、農業・農村の活性化を図るとともに、自然環境の保全や地域の特色を活かし、営農体系に配慮した農業生産基盤整備の推進を図る。

ア 「田」の整備

未整備田におけるほ場整備の推進、ほ場の大区画化、農業水利施設の長寿命化、農道の整備等を進める。

中山間地域については、ほ場整備や農業水利施設、農道の整備を進める。

イ 「畑及び樹園地」の整備

畑及び樹園地は、農道の整備を推進することとし、筑後北部や筑後南部農業地帯においては、ほ場整備や農道、かんがい施設の整備を進める。

（3）広域整備の構想

ア 農業水利施設の整備

筑後川流域の農業地帯では、用水の安定供給と排水改良を目的として、ダム用水の効率的な活用、基幹用排水路及びクリークの整備等を広域的に行うため、筑後北部地区では、水資源機構営両筑平野用水事業、国営耳納山麓地区総合土地改良事業、国営筑後川中流土地改良事業が、筑後南部地区においては、水資源機構営筑後川下流用水事業及び国営筑後川下流土地改良事業が実施された。また、これらの事業と併せて行ってきた県営規模の農業水利施設の整備も概ね完了した。

今後は、これらの地域資源である農業水利施設を活用し、長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図りつつ、機能保全対策や更新整備等を実施することで、水資源の効率的な利用と水環境の保全を推進する。

イ ほ場の整備

ロボットトラクターやロボットのスマート農業機械等の高性能農業機械の導入を前提としたほ場の整備を、農道整備や農業水利施設の長寿命化・省力化と併せて推進する。特に、筑後川中流及び下流地域の水田地帯については、農地中間管理機構との連携を図りつつ、広域的かつ計画的な大区画ほ場への整備を推進する。

ウ 農道の整備

運搬車両の大型化に伴う農道の拡張を進め、また、農村における生活環境の改善にも資するた

め、ほ場整備等との調整を図りながら農道の整備を推進する。未舗装農道については、地域農業の実態を踏まえた上で改良が必要な路線について、舗装により質的改善を図る。

2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

（1）農用地等の保全の方向

近年、各地で記録的な集中豪雨が頻繁に発生し、甚大な被害をもたらす状況がある中、安定的な農業生産を維持し、果土の保全等の多面的な役割を有効に機能させるため、今後も農地や、水路、ため池等の農業水利施設の防災対策を着実に実施していく必要がある。

また、生産条件が不利な農地が多い中山間地域では、農業従事者の減少や高齢化の進行等により荒廃農地の拡大が見られ、県土の有効利用の観点から課題となっている。

このため、荒廃農地のうち再生利用可能な農地については有効利用に向けた取組を推進するとともに、特に、荒廃農地等の増加が見込まれる中山間地域においては、多面的機能が確保されるよう、中山間地域等直接支払制度を活用して、集落ぐるみで取組む荒廃農地の発生防止活動などの支援を行う。

（2）農用地等の保全のための施策

防災的見地から、ほ場整備、農業水利施設の長寿命化対策の事業を総合的かつ計画的に実施し、災害の防止と併せて農地の整備・保全を図る。

ため池を水源とした水利用を図っている地域では、災害防止と用水確保を目的に、ため池の整備を積極的に進める。

また、湛水防除や地すべり防止など、災害を未然に防ぐための各事業を計画的に推進する。

（3）農用地等の保全のための活動

ア 中山間地域等直接支払制度の推進

担い手の減少や荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等は、中山間地域等直接支払制度の積極的な活用を図る。

この制度を活用し、集落協定や個別協定に基づいた農地、水路及び農道等の維持管理等を行い、荒廃農地の発生を防止するとともに農業生産活動の維持を図る。

イ 荒廃農地の維持管理と有効利用

荒廃農地のうち再生利用可能な農地については、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理機構を通じた認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を図る。

ウ 基金や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

中山間地域の活性化に資するため、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」を活用し、農地、水路及び農道等の維持・保全と利活用に係る地域住民等による共同活動の活性化をさせ、これらがある県土保全等の多面的機能の発揮を図る。

エ 地域住民が一体となった資源保全活動の推進

過疎化、高齢化、混住化等の進行による集落機能の低下が懸念される農村地域において、地域住民を含めた多様な主体の参画を得た地域の活動を行うため、多面的機能支払制度を活用し、農地周辺の水路、農道及びため池等の維持管理を行うことにより、これらの資源の適切な保全を図る。

オ 鳥獣被害対策の強化

イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物被害の防止を図るため、侵入防止柵の設置等による、

野生鳥獣を寄せ付けけない環境づくりを行うとともに、有害鳥獣の捕獲を徹底し、獣肉利用を含め捕獲獣の適正処理体制の整備を推進する。

カ 景観農業振興地域整備計画策定の支援

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、市町村が景観法（平成16年法律第110号）による景観行政団体として景観計画の策定を行う場合には、景観と調和のとれた良好な営農条件確保を目的とする景観法の規定に基づく「景観農業振興地域整備計画」策定についての検討を支援する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

本県では、県内に大量消費地を有する有利な立地条件を活かした施設野菜や果樹、花き等の高収益型農業が展開され、また、米・麦等の土地利用型農業においても個別大規模農家や農地所有適格法人の規模拡大、集落営農組織の法人化を進めるなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成が図られている一方で、担い手の減少が進んでおり、農業・農村の維持が困難な地域がある。

このようなか中で、更に農業生産の増大と生産性の向上を図るため、土地の有効利用を基本としつつ、意欲のある認定農業者等への農地の集積・集約化を図るなど土地利用型農業の規模拡大を進める必要がある。

このため、大区画ほ場整備等農業生産基盤の整備を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の流動化を促進する。

また、農地の利用改善及び農家の経営改善等を促進するため、地域の農業生産条件等を考慮しつつ、かつ需要に応じた麦・大豆等の戦略作物の作付の団地化を進め、農地の高度利用及び不耕作地の解消に努める。

さらに、集落営農組織の育成による農業機械、施設の効率的な利用を促進するとともに、耕種農家と畜産農家の有機的な連携を深め、飼料生産ほ場への堆肥散布等の資源循環による地力の維持増進に努める。

このような視点に立った目標とすべき営農類型は次のとおりである。

【個別経営体】

番号	営農類型	生産規模
1	水稲＋大豆＋麦類	水稲1,000a、大豆600a、麦類2,000a、飼料用米400a
2	イチゴ専作	イチゴ60a（早期30a、普通期30a）
3	青ネギ専作	青ネギ180a
4	ナス専作	ナス60a（促成）
5	トマト専作	トマト60a（促成）
6	アスパラガス専作	アスパラガス80a（半促成）
7	コマツナ専作	コマツナ200a（周年栽培）
8	リーフレタス専作	リーフレタス1,000a（秋～初夏出し）
9	キク専作	輪ギク80a

10	草花専作	トルコギキョウ 30a、ストック 10a、アスター 10a、シンテツポウユリ 10a、ヒマワリ 10a
11	ミカン専作	温州ミカン 350a (極早生 70a、早生 220a、普通 60a)
12	ミカン+キウイフルーツ	温州ミカン 240a (極早生 30a、早生 150a、普通 60a) キウイフルーツ 60a
13	カキ専作	カキ 400a
14	酪農専業 (フリーストール方式)	経産牛 100頭、イタリアンライグラス 950a WCS用イネ 2,200a、稲ワラ 300a
15	肥育牛専業 (高品質牛肉生産)	肥育牛 (黒毛和種) 300頭 イタリアンライグラス 240a、WCS用イネ 240a
16	茶専作	茶 800a (煎茶 600a、かぶせ茶 200a)

【集落営農法人】

番号	営農類型	生産規模
1	水稲+大豆+麦+施設野菜	水稲 1,500a、大豆 1,400a、麦 2,900a、イチゴ 40a
2	水稲+大豆+麦類	水稲 2,500a、大豆 2,500a、麦類 5,000a

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 (法第4条第2項第3号二)

本県の農業生産を担う農業就業人口は、高齢化の進行などにより減少しており、担い手の育成・確保は喫緊の課題となっている。

このような情勢に対処し、本県農業の健全な発展と農業経営の安定を図るためには、野菜、果樹、花き、畜産の振興とともに、米中心の土地利用型農業においては、収益性の高い園芸品目の導入等を図る必要がある。

このためには、農地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備を推進するとともに、意欲ある農業従事者を核とした収益性の高い農業生産を実現するため、基幹的な共同利用施設や高性能農業機械等が地域の実情に応じて計画的に導入していく必要がある。

以上の基本的な方向に基づき本県における整備の基本的な方針は次のとおりである。

(1) 品別の農業近代化施設の整備方針

ア 米・麦・大豆

ロボットトラクターやロボットコンバイン等のスマート農業機械の導入による省力化や、大規模乾燥調製施設の機能向上・整備を進める。

イ 野菜

露地野菜は、栽培管理に必要な移植機や乗用管理機、集出荷に必要な袋詰め機や予冷庫等の導入による省力化・高品質化を図るとともに、産地での集出荷施設等の整備を図る。

いちごやなす、ねぎ、みずな等の施設野菜は、ハウス等施設の整備・高度化と併せてスマート農業技術を導入し、経営の高度化・省力化を図るとともに、産地での集出荷施設等の整備を図る。

ウ 果樹

みかん、かき、ぶどう、なし、いちじく等の果樹は、優良品種の導入等により消費者に求められる果実の生産を振興する。そのため、雨よけ施設や防除機等の導入を進めるとともに、産地で

の集出荷施設等の整備を図る。

また、急傾斜地を含めた園地や農道等を対象に基盤整備を図る。

エ 花き・花木

電照菊やトルコギキョウ等の花きは、高品質生産を推進するため、ハウス等施設の高度化を図る。

また、筑後北部における苗木は、全国有数の産地であり、かん水、病虫害防除等の省力機械・施設の導入及び育苗等栽培管理における合理化を進める。

オ 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏は、省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理施設、高付加価値化のための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産機械・施設などの整備を進める。

カ 茶

老齢樹の改植や優良品種の導入、担い手への優良茶園の集積を推進するとともに、乗用管理機や乗用摘採機等の導入、加工施設等の整備を促進し品質向上や省力化を図る。

キ い草

既存機械の効率的利用や既存施設の再編整備により、収量・品質の向上を図る。

(2) 広域整備の構想

ア 米・麦・大豆の乾燥調製施設

米・麦・大豆の生産性の向上、品質の改善及び出荷の省力化を図るため、大規模乾燥調製施設等の機能向上を推進する。

イ 野菜集出荷基幹施設

ニーズに対応した新鮮な野菜を安定的に供給するため、カラー選別選果機等を導入した集出荷施設等の整備を行うとともに、出荷調製の省力化のためのパッケージセンター等の条件整備を行う。

ウ 果実の集出荷施設

消費者ニーズの高い品質のよい均一な果実を安定的に供給するための集出荷施設や出荷調製の省力化のためのカラー形状選別選果機、パッケージセンター等の条件整備を行う。

エ 堆肥センター

家畜排せつ物の適正処理と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、堆肥センター等の設置を進める。

オ 食肉・食鳥処理施設

畜産物の高付加価値化や安定供給を図るため、畜産物処理加工施設等の整備を行う。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することによる、生産性の高い農業の確立が必要である。

こうした農業経営を担う人材の育成及び確保を図るため、農業従事者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得等、農業

経営の高度化や就農の促進を進めていく必要がある。

また、県民が農業・農村に対する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習における農業に関する学習の充実、市民農園等農業体験の機会の充実が図られる施設の整備を進めていくことも必要である。

さらに、こうした多様な担い手やその家族が快適で安全な生活環境を享受できるよう、保健福祉サービスの充実を関連する施策の推進により進めていく必要がある。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成・確保のため、関係機関や生産者組織等と連携し、施策を展開する。

普及指導センターでは農業協同組合や市町村と連携し、農業経営研修機能の強化を図るとともに、経営管理能力向上に向けた支援体制の充実強化を図る。

県農業大学校における専門的、実践的な教育の充実を図るとともに、地域での受け入れ体制の整備を促進し、新規就農者の確保・定着を進める。

また、農業高校や農業大学校において、関係機関と連携を図りながら、先進農家研修等の就農教育を充実し、就農意欲の喚起を図る。

加えて、新規就農者の定住条件整備を図るため、市町村の実情に応じて居住施設が整備されるよう関係機関との連携を図る。

さらに、農村地域における医療サービスの確保や、保健福祉サービスの充実等、快適で安全な生活環境が享受できる体制の整備については、保健福祉に関する計画との連携を図る。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

地域の核となる企業的・先進的経営体の育成を図るため、市町村の「人・農地プラン」に位置付けられた認定農業者など意欲的な農業経営体に対し、総合的・重点的支援を行うとともに、経営の高度化や法人化の促進を図る。

また、農業経営参画の促進や多彩な農産加工の推進等による女性農業者の育成や、高齢農業者の豊富な技術や知識を発揮できる場づくり等の活動を通じて、農村地域における多様な担い手の育成を図る。さらに、研修等により、農村女性リーダーの育成・資質の向上を図る。

新規就農者の確保及び育成については、農業生産から生活関連まで一体的に受け付ける市町村や農業協同組合、普及指導センター等による総合窓口の開設を進め、技術・経営研修、農地確保、資金調達、施設取得等についての総合的な就農支援体制の構築を図る。

6 3 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号へ）

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県における販売農家の就業形態をみると、農業所得を従とする第2種兼業農家の割合が5割弱を占め、農外所得の重要性は高い。

このため、農業生産基盤整備事業等の計画的、総合的な推進を通じ、農作業の受委託を含む農地の集約化と有効利用を進め、認定農業者等の育成を図るとともに、地元における安定的な就業の場を確保し農業経営の安定を図る。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

上記（1）の目標を踏まえ、次のとおり農村地域における就業機会の確保を図る。

ア 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）」等に基づき

計画的な企業誘致を図るとともに、地域特産物を利用した農産物加工販売施設や地域資源を活かした観光農園の設置及び地場産業の振興による地域内雇用を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

なお、企業誘致等に当たっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合に留意する。

イ 農業以外の産業への就業を希望する農業従事者については、地元における安定就業の促進及び若年層の地元定着化を重点的に推進する。このため、職業能力の向上を図るとともに、地域の産業・雇用に関する情報を企業、農業従事者等に提供するよう努めるなど、きめ細かな職業相談等の実施により就業を促進する。

7 農業構造の改善を図ることを目的とすると主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村部では、高齢化の進行あるいは混住化などによって、従来農村地域がもっていた農地・水路等の地域資源の維持管理機能やコミュニティ機能の低下がみられる。

一方、近年における農村の生活様式は、所得水準の向上をはじめ、都市化や情報化の進展等により、高度化、多様化しているが、生活環境施設の整備の面では都市部に比べると未だ立ち遅れている。

このような状況下、農村が将来にわたり農業生産の場として発展し、また、生活の場として安定した日常生活を送ることができるようにするためには、農業生産面だけではなく、生活環境や自然環境等の面を含めて総合的な居住空間として一体的な整備を図る必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の構想

計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、規模、位置については利用見込み人口を加味し、類似施設との機能分担を明らかにしたうえで、適切かつ効率的な利用を図るものとする。

施設の整備に当たっては、非農家を含む農村地域住民の自主性と創意や、地域の特色及び景観に配慮しながら、集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、意欲ある担い手と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図るとともに、併せて地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市天神山七丁目141番1から141番13まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区大楠二丁目9番25号
エステートホームズ株式会社
代表取締役 森 伸太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市国分三丁目584番10及び584番13から584番46まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市御笠川四丁目4番16号
株式会社東部興産
代表取締役 白石 武士

監査委員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨

の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

4 人政第846号
令和4年8月23日

福岡県監査委員
同 同 同
藤 山 泰 三 殿
世 利 洋 介 殿
森 大 島 一 殿
大 道 人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部	取得価額10万円以上の物品について、台帳に基づき、ラベルを貼付し実査による現物確認をすべきところ、行っていないかった。	令和3年12月に確認作業を完了し、廃棄されていることが確認された物品については資産台帳から削除した。 また、令和4年3月に資産管理のルールを明確化し、物品の取得・廃棄・設置場所の移動等があった場合には、その都度、登録変更のための申請書を財務担当部署に提出させ、当該部署で情報を集約し資産台帳を更新することとした。その上で、毎年、更新した資産台帳と現物との照合を行うこととした。 さらに、上記資産管理のルールについて、毎年度、現物確認時に全職員に周知を行い、当該ルールの遵守を徹底させることとした。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第216号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和4年9月9日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和4年10月17日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和4年10月18日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和4年10月24日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	筑後市大字久富1133番地 筑後自動車学校	大型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和4年10月25日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	大型二輪及び普通二輪免許

令和4年10月26日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	福岡市西区姪の浜一丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	普通免許
令和4年10月27日（木曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	中型、普通及び普通二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和4年10月6日（木曜日）まで（福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和4年10月5日（水曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用選考試験（後期）を次のとおり実施する。

令和4年9月7日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

1 採用職種（区分）、採用予定数、職務内容及び採用時勤務予定場所

採用職種（区分）	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
児童福祉 ※職務経験者対象	7名	児童の福祉に関する相談に応じ、専門的な知識や技術によって調査や指導等を行う児童福祉司の業務	児童相談所
心理判定員 ※職務経験者対象	7名	心理判定、心理療法及び相談・指導等の業務	児童相談所等

（注1）採用予定数は変更になる場合があります。

（注2）選考試験（後期）において、上記以外の職種の試験を実施する場合は、10月上旬にホームページでお知らせします。

2 受験資格

採用職種（区分）	受 験 資 格		
児童福祉 ※職務経験者対象	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和5年3月までに資格を取得する見込みの者で、令和4年9月末日において、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号又は精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設における相談援助業務の実務経験を5年以上有する者	昭和38年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者
心理判定員 ※職務経験者対象	大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有する者で、令和4年9月末日において、公認心理師法第7条第2号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設における心理判定・心理療法等業務の実務経験を5年以上有する者		

（注）この試験を受験できない者

地方公務員法第16条に該当する者

3 試験の期日、場所等

	試験種目	試験の期日	試験の場所
第1次試験	専門試験 論文試験	令和4年11月13日（日）	【福岡会場】 福岡県吉塚合同庁舎（福岡市博多区吉塚本町13-50）

			【東京会場】 全国町村会館（東京都千代田区永田町 1-11-35）
第2次試験	人物試験 受験資格等の調査	令和4年12月上旬	福岡県吉塚合同庁舎、福岡県福岡西総 合庁舎

4 合格者の発表

	時 期	発 表 方 法
第1次合格者発表	令和4年11月下旬	福岡県人事委員会事務局前廊下に合格者の受験番号 を掲示するとともに、合格者に郵便で通知します。
最終合格者発表	令和4年12月下旬	

（注）合格者に郵送する合格通知は、郵便事故などのため延着、不着となる場合もありますので、掲示場所等で確認してください。

5 採用予定時期

合格者の採用は、原則として令和5年4月1日以降の予定です。

6 受験手続

(1) 受付期間

令和4年10月11日（火）から同年10月21日（金）まで

（申込書持参の場合、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）

なお、郵送の場合は、10月21日（金）までの消印のあるものを受け付けます。

【インターネットでの受付期間は、10月11日（火）～10月18日（火）】

(2) 申込方法

「福岡県職員職務経験者採用選考試験申込書」に必要事項を記入し、福岡県人事委員会事務局に持参するか、郵送してください。

なお、郵便で申し込む場合は、申込書を封筒に入れて、封筒の表に「選考受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送ってください。前記によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。

なお、締切間近の申込書の郵送は速達をお願いします。

インターネットでも申込ができます。詳しくは、福岡県のホームページの「福岡県職員採用試験」にアクセスするか、職員採用試験案内をご覧ください。

※福岡県職員採用試験のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>）

7 申込書の配布場所

ア 福岡県庁内

- ・ 人事委員会事務局任用課
- ・ 県庁1階総合案内・県民情報センター

イ 出先機関等

- ・ 東京・大阪の各福岡県事務所
- ・ アクロス福岡2階文化観光情報ひろば
- ・ 県内各地の福岡県総合庁舎 等

なお、福岡県のホームページから申込書の様式をダウンロードすることもできます。

8 その他

この試験についての詳しいことは、福岡県人事委員会事務局任用課へお尋ねください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

T E L 092-643-3956

F A X 092-643-3960

電子メール saiyo@pref.fukuoka.lg.jp